

<アスベストQ&A集>

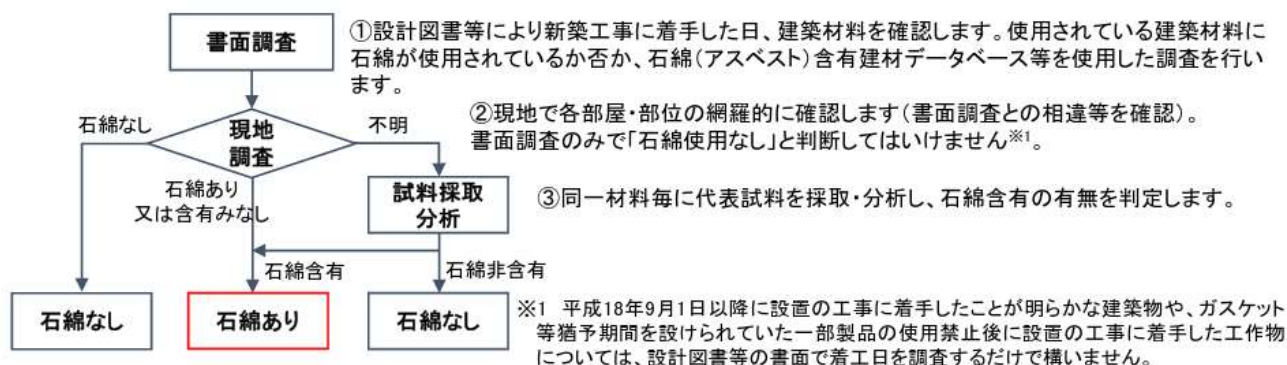
E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-13	事前調査について、石綿なしと判断する根拠として、「目視」のみで判断してよいですか。(令和5年1月13日追加)	

【答】

設計図書等の書面による調査及び目視による調査を行い、石綿が含有しているかが明らかにならなかった場合には分析による調査を行うこととされていますので、「目視」のみで石綿なしとすることはできません。

・事前調査の方法



参考

○環境省石綿飛散防止リーフレット

<https://www.env.go.jp/content/000066248.pdf>